

平成26年度主要な政策に係る評価書

資料1
(総務省25-7)

政策名(※1)	政策7:分権型社会を担う地方税制度の構築		分野	地方行財政			
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。						
基本目標 【達成すべき目標】	分権型社会を推進するための税制を構築する。						
政策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	33,756	35,457	37,216	34,823	
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0		
		合計(a+b+c)	33,756	35,457	37,216		
執行額(千円)		28,746	28,481				

(注)例:〇〇のため、平成〇年度補正予算が大幅に増額している。

政策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)	平成25年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる。

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成(※3)
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1 国・地方間の税源配分比率	国:地方=57.4:42.6 (平成23年度決算) 【24年度】	国:地方=58.2:41.8 (平成24年度決算) 【25年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 【25年度】	□
	2 歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合34.1% (平成23年度決算) 【24年度】	地方税の割合34.5% (平成24年度決算) 【25年度】	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 【25年度】	イ
	3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較	最大値/最小値 2.5倍 (平成23年度決算) 【24年度】	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算) 【25年度】	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 【25年度】	□
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4 地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	地域決定型地方税制特例措置 既導入件数4項目 【24年度】	地域決定型地方税制特例措置 既導入件数9項目 【25年度】	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。 【25年度】	イ
	5 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策税制措置」の項目数	62項目を見直し(うち、16項目を廃止・縮減) 【24年度】	54項目を見直し(うち、3項目を廃止) 【25年度】	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 【25年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	政策の分析	(判断根拠)	測定指標については、一部未達成のものもあるが、地域決定型地方税制特例措置(指標4)については、新たに5項目の導入が決定されるなど、地方分権改革に資するための取組が一定程度進んでいると判断できる。また、「政策税制措置」についても、引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき54項目を「見直し」、うち3項目を「廃止」する(指標5)など、一定の成果が出ていると判断できる。
		<p><施策目標>「地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること」(「測定指標」1、2及び3に相当)</p> <p>→平成24年度決算における「国・地方間の税源配分比率」は58.2:41.8となっており、地方の比率は低下している。これは、景気の動向に左右される国税の収入が平成23年度決算に比し4.1%の増加(所得税+3.8%、法人税+4.4%)した一方で、景気変動に比較的安全性の高い地方税の収入が0.8%の増加と概ね横ばいとなったためである。また、歳入総額に占める地方税の割合については、34.5%と平成23年度決算に比し0.4%の増加となった。これは、地方特例交付金(▲65.0%)、地方交付税(▲2.5%)、国庫支出金(▲3.1)が減少した一方で、地方税の収入が概ね横ばい(+0.8%)となったためである。</p> <p>よって引き続き、地方税の充実や国と地方の税源配分のあり方を見直しに取り組んでいくこととする。</p> <p>→地方税の充実確保の観点からは、これまでに、法人事業税への外形標準課税の導入(H16~)や、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19~)等の取組を行ってきた。さらに、今般の税制抜本改革において、平成26年4月から消費税率(国・地方)が5%から8%に引上げられたが、このうち地方消費税率(消費税率換算)を1%から1.7%へ引上げることにより、その充実を図った。(参考①)</p> <p>→地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る観点からは、個人住民税所得割の10%比例税率化(H19~)や、地方法人特別税(国税)・譲与税の創設(H20~)等の取組を行ってきた。さらに、平成26年度税制改正においては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税を創設し、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとした。(参考②)</p> <p>以上により、今後は平成26年度税制改正等の効果が、安定的な地方税体系の構築に寄与することが期待される。</p> <p><施策目標>「住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること」(「測定指標」4及び5に相当)</p> <p>→これまで、国が一律に定める税制については、「議論が地方団体に十分に行われているとは言いがたい」、地域の実情に即しておらず、適切な政策効果が発揮できていない場合がある」との指摘があった。このため、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正から、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)が導入された。その結果、平成24年度税制改正で2項目(固定資産税)、平成25年度税制改正で2項目(固定資産税・都市計画税)を導入し、平成26年度税制改正では、固定資産税において、「浸水防止用設備」、「ノンフロン製品」及び「公害防止用設備」に係る課税標準の特例5項目でわがまち特例を導入したため、既導入件数は累計で9項目となった。(参考③)</p> <p>→平成26年度税制改正前の政策税制措置の項目数は232項目。平成26年度税制改正においては、既存の54項目について見直しを行った結果、3項目の政策税制措置を廃止することとした。一方で、新たに12項目の政策税制措置を創設したことにより、平成26年度税制改正後の地方税における政策税制措置は241項目となった。政策税制措置項目の合計数は増えているものの、必要な見直しは行ったものである。(参考④)</p> <p>以上により、住民自治の確立に向けた地方税制度改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>	

	次期目標等への反映の方向性	<p>「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を創ることができるようにするため、今後とも、政府税調や与党税調等での議論も踏まえ、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保に努めながら、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築に努める。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続</p>			
学識経験を有する者の知見の活用		<p>・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の規定を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向けた地方法人課税のあり方等について幅広い検討を行った。</p>			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> ・政府税制調査会 (http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html) ・平成26年度地方税に関する参考計数資料 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h26.html) ・税制改正(地方税) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html) ・地方法人課税のあり方検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tihou_houjin_kazei/) 			
担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課課長 開出 英之	政策評価実施時期	平成26年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

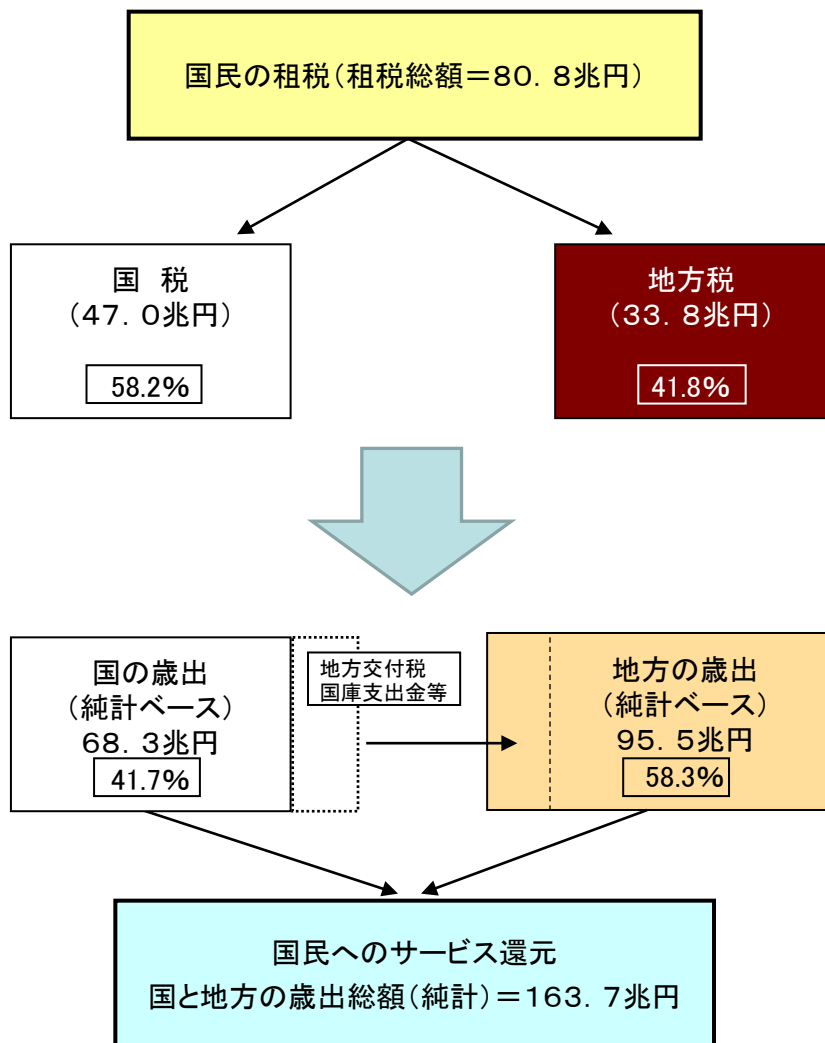
※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

国・地方の税源配分について

参考

◎国・地方の歳入歳出（平成24年度決算）



（注）現在精査中であり、異動する場合がある。

（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

（注）国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税	〈法人事業税への復元時ベース〉
H18	89.9兆円	54.1兆円 〔60.2%〕	35.8兆円 〔39.8%〕	
H19	92.2兆円	52.7兆円 〔57.1%〕	39.5兆円 〔42.9%〕	
H20	84.7兆円	45.8兆円 〔54.1%〕	38.9兆円 〔45.9%〕	
H21	74.2兆円	40.2兆円 〔54.2%〕	34.0兆円 〔45.8%〕	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 〔56.5%〕	33.7兆円 〔43.5%〕	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 〔57.4%〕	33.5兆円 〔42.6%〕	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 〔58.2%〕	33.8兆円 〔41.8%〕	<43.9%>
H25見込	83.9兆円	49.5兆円 〔59.0%〕	34.4兆円 〔41.0%〕	<43.4%>
H26計画	88.7兆円	53.6兆円 〔60.5%〕	35.1兆円 〔39.5%〕	<42.0%>

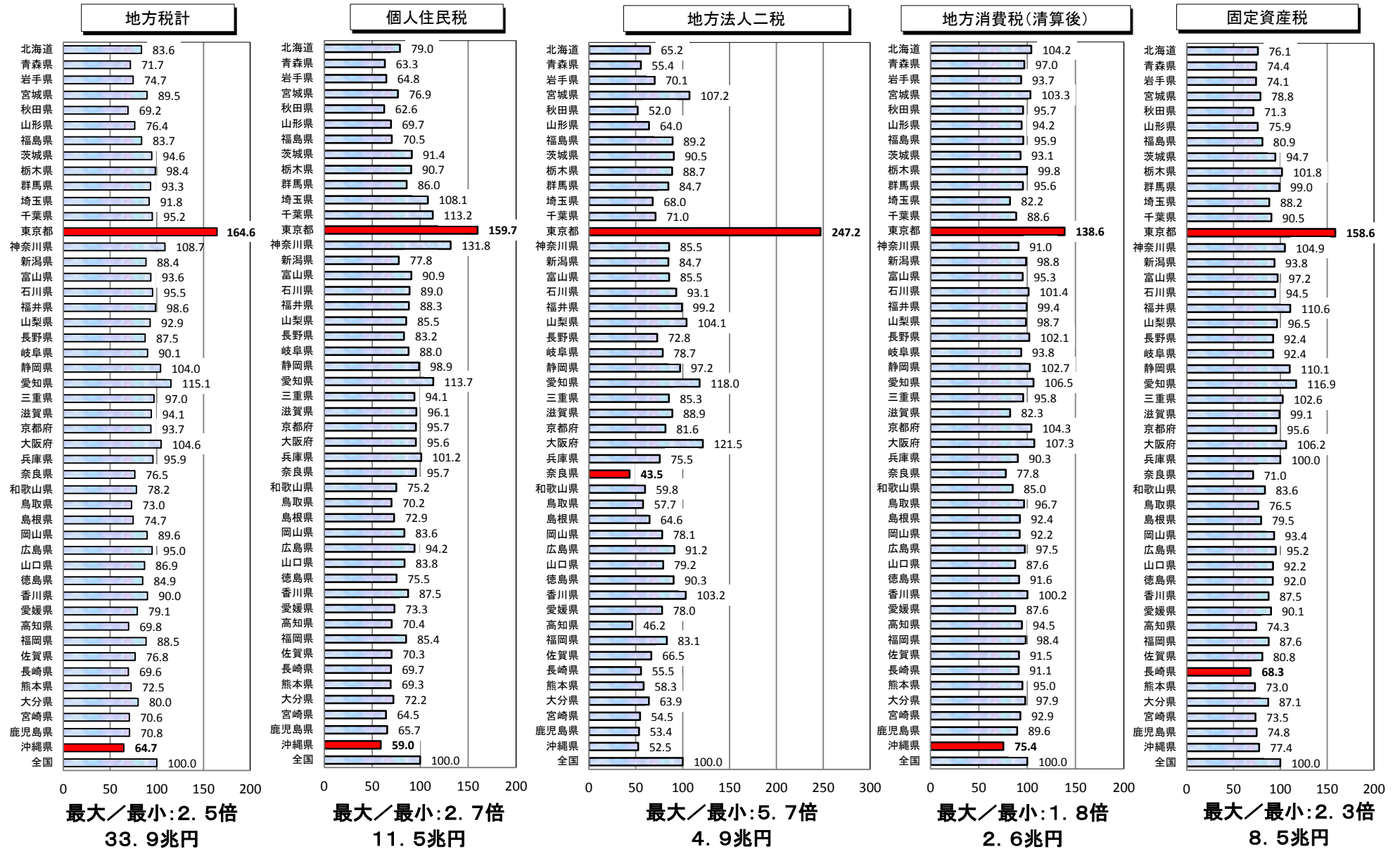
（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

（注）枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

（注）「H25見込」は国税においては補正予算額、地方においては推計額（H25.12時点）である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)

参考



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

これまでに導入されたわがまち特例【固定資産税・都市計画税】

参考

導入年度	項目	特例率	
平成24年度	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	下水道除害施設に係る課税標準の特例措置	3/4を参酌し、2/3以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
平成25年度	都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置 (※)	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
平成26年度	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置	3/4を参酌し、2/3以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	①汚水又は廃液処理施設	1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲で条例で定める割合
		②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合
③土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設		1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合	

(注)すべての項目について、固定資産税において適用があるが、(※)の項目については、都市計画税においても適用があるもの。

○政策税制措置について

<26年度税制改正で新設した政策税制措置>

- ・ 中小企業者等の生産性向上設備投資促進税制（法住）
- ・ 耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の税額の特例措置（不取）
- ・ マンション敷地売却組合等がマンション敷地売却事業等により取得する要除却認定マンション等に係る非課税措置（不取）
- ・ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（固定）※
- ・ 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定・都計）
- ・ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置（固定）
- ・ 最初の車両番号の指定後13年を経過した軽自動車に係る税率の特例措置（軽自）

※ 22年度税制改正においてサンセットとされた項目を延長したものであるが、政策税制措置の数に計上していないことから、26年度税制改正における新設項目として整理している。

<26年度税制改正で廃止した政策税制措置>

- ・ 特定一般社団・財団法人から認可地縁団体への移行に伴い取得する不動産に係る非課税措置（不取）
- ・ （独）森林総合研究所の業務用資産に係る非課税措置（固定）
- ・ 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置（固定）

(23年度税制改正においてサンセットとされたもの)

- ・ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置（不取）
- ・ 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した港湾施設に係る課税標準の特例措置（固定）

(24年度税制改正においてサンセットとされたもの)

- ・ 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置（固定）

政策税制措置数の推移

22 改正前	22 改正後	23 改正後	24 改正後	25 改正後	26 改正後
286	241	197	233	232	241

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-10)

政策名(※1)	政策10: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	6,929,369	10,152,930	8,543,365	6,753,192
		補正予算(b)	13,236,621	7,231,800	449,996	0
		繰越し等(c)	-11,238,914	5,995,232	6,780,468	
		合計(a+b+c)	8,927,076	23,379,962	15,773,829	
執行額(千円)	8,633,260	22,944,892				

(注) <精査中>

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 二. 戦略市場創造プラン 三. 国際展開戦略
	科学技術イノベーション総合戦略2014	平成26年6月24日	第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 Ⅴ. 戦略の推進体制・推進方策
	第4期科学技術基本計画	平成23年8月19日	Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応 Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開
	知的財産推進計画2014	平成26年6月20日	第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
	サイバーセキュリティ戦略	平成25年6月10日	3. 取組分野 (1)「強靱な」サイバー空間の構築 (2)「活力ある」サイバー空間の構築 (3)「世界を率先する」サイバー空間の構築

施策目標	測定指標		基準(値)(※2)	実績(値)	目標(値)	達成(※3)
			【年度】	又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	【年度】	
国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開するとともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	1	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【24年度】	93% 【25年度】	80% 【25年度】	イ
	2	情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数	4回以上 【24年度】	8回 【25年度】	4回以上 【25年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	外部専門家による研究開発評価を着実に実施し、その評価結果が当初の見込みどおり、またはそれを上回っていることから、平成25年度に設定した測定指標については、その目標を達成することができた。
	政策の分析	<p>我が国の国際競争力強化及び社会問題の解決を図るため、100ギガビット級の光ネットワーク技術(研究開発期間:平成24年8月～平成27年3月)やビッグデータの増大に伴うダイナミックなトラフィックの変化へ対応するためのネットワーク仮想化技術(研究開発期間:平成25年6月～平成28年3月)などの研究開発課題に着手してきた。これらの研究開発課題に関しては、個別課題の状況に促した評価等の研究開発推進体制の強化などに取り組み、PDCAを適切に行うことで着実に研究成果を得ることを目指しているところ。</p> <p>例えば、大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術(平成25年度終了)などの安全・安心な社会の実現等に資する技術の確立に向けて実施した研究開発課題については、外部専門家による評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合が、目標値を上回った。このことから、ユビキタスネットワーク社会の実現に必要な技術の確立に向けた取組効果が認められる。</p> <p>また、研究開発評価等を行う情報通信技術の研究開発の評価に関する会合では、研究開発の効果的・重点的な推進に寄与するため効率的かつ着実に実施した。なお、情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数は、年度内に事前評価、採択評価、継続評価及び終了評価等を着実に必要があったことから基準値及び目標値を4回以上と設定していたところ、平成25年度については、情報通信審議会からの中間答申(平成25年7月)を踏まえた新たな研究開発評価基準の策定や例年を上回る研究開発課題(例えば、平成24年度に終了評価を実施した研究開発課題は4課題だったところ、平成25年度については16課題であった)の評価を実施することが必要になったことから、その実績値については基準値及び目標値を大きく上回った。</p> <p>研究開発の成果展開については、その標準化、実用化及び特許取得等について積極的に取り組むとともに、「イノベーションフォーラム2013」(平成25年10月)及び「耐災害ICT研究センター開所シンポジウム」(平成26年3月)において研究成果発表を行い、成果展開に向けた活動を行った。平成25年度に追跡評価(注)を実施した研究開発課題のうち、標準化、実用化及び特許を取得した課題の割合は、それぞれ44%、67%、89%であり、着実な成果展開に向けた取組効果が認められる。</p> <p>「グローバルスタンダード」の策定については、我が国の国際競争力強化が期待できる、デジタルサイネージや次世代ブラウザ等の標準化の重点分野(情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化の在り方」(平成24年7月))を中心に、各国の標準化活動や情報通信技術の開発動向等の調査を行い、その結果を標準化提案文書として、ITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)やW3C(インターネット関連技術の標準化団体)等へ提案するなどして、積極的な規格の策定支援を行っているところ。</p> <p>平成25年度においては、デジタルサイネージや次世代ブラウザ等に関する6件の国際標準化策定に向けた支援を行い、ITU等の国際標準化機関への提案活動の推進を図ることで、我が国の国際競争力強化につながる「グローバルスタンダード」の策定に貢献した。</p> <p>(注)研究開発の成果展開の状況の確認等を行うもの</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>引き続き情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立に向けて取組を行う。なお、平成26年度事前分析表の作成にあたっては、政策の分析を踏まえ、研究開発の実施等に係る観点と標準化の推進等の研究成果の展開に係る観点において、より踏み込んだ評価が可能となるよう、測定指標(「競争的資金における研究開発課題の提案状況」、「研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合)」、「標準化提案の検討における規格等の策定支援件数」)の追加等を行う。また、測定指標1の目標(値)は、過去の実績値を踏まえて90%とすること及び測定指標2については、当該会合の開催回数を測定指標として設定するのではなく、当該会合を効果的・効率的に着実に実施していることを評価することの方がより適切であると考えられることから、測定指標を「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施」に修正することについて検討を行い、平成26年度事前分析表に反映した。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	<p><研究開発の推進></p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)における評価委員会 本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○先進的通信アプリケーション開発推進事業における評価委員会 本評価委員会において、先進的通信アプリケーション開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的国際連携型研究開発推進事業における評価委員会 本評価委員会において、戦略的国際連携型研究開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p><標準化の推進></p> <p>○情報通信分野における標準化政策検討委員会 情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成24年7月25日)を踏まえて、標準化政策を推進している。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html)</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html)</p> <p>○先進的通信アプリケーション開発推進事業に関するウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/network_apps.html)</p> <p>○戦略的国際連携型研究開発推進事業に関するウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/international_rad/index.html)</p> <p>○国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日)(http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)</p> <p>○情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成24年7月25日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000170920.pdf)</p>
---------------------------	---

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	--	--------	------------------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
- ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-①)

政策名 ^(※1)	政策11: 情報通信技術高度利活用の推進	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	8,090,084	9,980,005	9,696,391	7,780,202
		補正予算(b)	5,020,654	26,471,222	11,327,237	0
		繰越し等(c)	-2,074,468	-22,632,057	13,662,758	
		合計(a+b+c)	11,036,270	13,819,170	34,686,386	
執行額(千円)		8,266,946	11,805,093			

(注)平成25年度合計予算は「好循環実現のための経済対策」に係る補正予算及び平成24年度からの繰り越し等が計上されているため、平成26年度予算額は大幅に減少している。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第一 総論 第二 3つのアクションプラン
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

施策目標	測定指標		基準(値) ^(※2)	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績)	目標(値)	達成 ^(※3)
			【年度】	【年度】	【年度】	
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	1	オープンデータのためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数(年度毎)	5件 【24年度】	7件 【25年度】	5件 【25年度】	イ
	2	ビッグデータの情報流通に関する新たな調査手法及び評価手法の確立	(新規施策)	ビッグデータの情報流通量に関する計測手法等の調査、推計等の検討・実施 【25年度】	確立された調査手法及び評価手法により、ビッグデータの情報量を体系的に把握 【28年度】	—
	3	スマートテレビに係る標準規格の策定及び一般公開	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施 【24年度】	平成24年度から平成25年度の実証実験の成果に基づき、一般社団法人IPTVフォーラムにおいて、標準文書の策定・一般公開等の標準化を実施。 【25年度】	技術規格の標準化を推進 【25年度】	イ
	4	放送コンテンツの二次利用の権利処理(支払明細書確認業務)作業時間の削減率 ※「作業の効率化を実施した場合の作業時間」と、「実施しなかった場合の作業時間」の比較により算出	28% 【24年度】	50% 【25年度】	50% 【25年度】	イ
	5	海外放送局との国際共同製作事業企画数(年度ごと)	15件 【23年度】	67件 【25年度】	40件 【25年度】	イ
ICT利活用により社会課題の解決を推進すること	6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表	自治体業務の連携に必要な業務プロセス等の見直しに伴う課題を整理 【24年度】	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定 【25年度】	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表 【26年度】	—

7	携帯電話による情報セキュリティが確保された行政サービスの利用を実現するための課題の整理等	携帯電話端末に本人情報等(ID・パスワード)を格納し、行政サービスを利用するための実証実験を実施 【23年度】	セキュアな環境における携帯電話端末への本人情報等(電子証明書)の格納に関し、電子行政サービスを含む放送・通信分野を中心とした様々なサービスを利用するための技術的課題の整理を実施 【25年度】	セキュアな環境における携帯電話端末への本人情報等(電子証明書)を格納し、電子行政サービスを利用するための技術的課題の整理及び技術仕様の策定等 【25年度】	□
8	全省庁統一参加資格審査のためのシステムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)÷サービス提供時間	99.5%以上 【24年度】	100% 【25年度】	99.5%以上 【25年度】	イ
9	電気通信行政情報システムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)÷サービス提供時間	99.5%以上 【24年度】	100% 【25年度】	99.5%以上 【25年度】	イ
10	ICTを活用した街づくりの目指すべき姿としての「ICTスマートタウン」プロジェクトの実施件数(累計) ※複数地域(市町村)が連携して実施したプロジェクトについても「1箇所」として算定	5箇所 【24年度】	28箇所 【25年度】	20箇所 【27年度】	—
11	対象の放送番組(※)の放送時間に占める字幕放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組	77% 【20年度】	作業中(9月公表予定) ※平成24年度実績は90%	100% 【29年度】	—
12	対象の放送番組(※)の放送時間に占める解説放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	1% 【20年度】	作業中(9月公表予定) ※平成24年度実績は5%	10% 【29年度】	—
13	医療分野におけるICT利用環境を整備するためのICTシステムに関する技術仕様等の公表	実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施 【24年度】	医療情報連携基盤を高度に活用した在宅医療・介護ICTシステムの検証を行い、技術仕様案を作成。 【25年度】	医療情報連携基盤を高度に活用した在宅医療・介護ICTシステムについて、通信規格を含む技術仕様・運用方針を作成・公表 【25年度】	□

14	教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等の作成・公表	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表 【22年度】	全国の実証校における児童生徒1人1台の情報端末による実証研究の最終成果として、「教育分野におけるICT利活用を推進するためのガイドライン2014」を作成、公表。さらに、全国約1,800の教育委員会に送付するなど、普及に向けた取組を実施するとともに、実証研究の成果をひろく周知するため、映像資料を総務省ホームページに掲載。 【25年度】	小学校、中学校及び特別支援学校それぞれの学校種(3種)の特性に応じ、児童生徒1人1台の情報端末による教育分野の本格展開に資するガイドライン等を作成・公表 【25年度】	イ
15	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映 【24年度】	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、12月のSG5WP3会合等において、我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国提案の環境影響評価手法の改訂方針や光バケット複合機の評価指標の追加等において、我が国の意見が勧告案に反映 【25年度】	勧告化に向けた標準化活動を実施 【28年度】	－
16	ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ※基準(値)は24年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数	13件 【24年度】	7件 【25年度】	25件以上 【28年度】	－
17	(1)テレワーク導入企業数 (2)全労働者数に占める雇用型在宅型テレワーカー数の割合	(1)精査中 【24年度】 (2)4.5% 【25年度】	(1)精査中 (2)4.5% 【25年度】	(1)24年度比で3倍 (2)10%以上 【32年度】	－
18	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施	情報通信政策の立案に資する調査分析を継続的に実施 【24年度】	「ICTの経済分析に関する調査」において、ICT投資、ICTストックの日米比較による現状把握等を通じICTの経済効果を明らかにするなど、今後の情報通信政策の立案・遂行に資する調査分析を適切に実施。 【25年度】	適時適切な情報通信政策の立案・遂行及び調査分析の継続的実施 【25年度】	イ
19	地域のICT利利用率(全国市町村のうちICT利活用を実施している市町村の割合)	7.1% 【21年度】	16.7% 【25年度】	倍増 【25年度】	イ
20	自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力を向上させるためのモデルシステムのシステム要件等を公表	学習効果の高いコンテンツや利用環境の検証、課題等の整理 【24年度】	図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、利用状況を踏まえてコンテンツの拡充、インターフェースの改善等を行い、普及モデルを公表。 【25年度】	それぞれの実証フィールドの特性を踏まえ、PDCAサイクルによるコンテンツの更新、システムの改善等に取り組み、より実効性の高い普及モデルを公表 【25年度】	イ
21	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成を実施 【24年度】	「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために7者、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者等向けのICTサービスに係る民間における取組を支援することで、障害者・高齢者向けICTサービスの充実に寄与。 【25年度】	引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実に推進 【25年度】	イ
22	東日本大震災の被災地における復興の促進	被災地が抱える医療、避難者への情報提供、環境等の課題について、当該課題にICTを活用して解決する取組を行う自治体に対して補助金を交付 【23年度】	被災地が抱える医療、避難者への情報提供、環境等の課題について、当該課題にICTを活用して解決する取組を行う自治体に対して、平成25年度は26件、補助金を交付 【25年度】	補助金により導入したICTを活用し、被災地の復興及び被災者の暮らしの再生を実現 【32年度】	－

ICT利用のための基盤を整備すること	23	地域公共ネットワーク等の強靱化に取り組んでいる自治体数	18自治体 【24年度】	66自治体 【25年度】	実施自治体数の増 【25年度】	イ
	24	住民等へ確実に災害関連情報を伝達できる防災情報通信基盤の構築に取り組んでいる自治体数	8自治体 【24年度】	14自治体 【25年度】	実施自治体数の増 【25年度】	イ
	25	防災・減災関連情報等の流通・連携促進のためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数	(新規施策)	11件 【25年度】	8件 【25年度】	イ
	26	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な機能拡充した遠隔教育システム等の公表	遠隔教育システムへ産学連携による実践的ICT人材育成に有用な教材等の蓄積、共有 【24年度】	実践的ICT人材育成の一環として、ICTにより問題解決策をデザインできる人材の育成方針について調査等を実施。 【25年度】	実践的ICT人材を継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表 【26年度】	ー
	27	高度ICT利活用人材の育成に有用なガイドライン等の開発と公表	高度ICT利活用人材の育成に有用なガイドラインの開発 【23年度】	高度ICT利活用人材を継続的に育成するために開発したカリキュラムを用いて研修教材を作成、作成した教材を使用して研修形式による実証実験を複数箇所を実施し、当該カリキュラム及び教材の有用性を確認した上で、それら教材等をまとめた人材育成のためのモデルとなる研修開催支援ツールを公表 【25年度】	高度ICT利活用人材を継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表 【25年度】	イ
	28	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催回数	(1)各電子署名等サービスの用途に応じた安全性等の調査の実施 (2)3回 【24年度】	(1)RSA暗号の脆弱性に関する学会報告内容及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に関する調査を適切に実施。 (2)1回 【25年度】	(1)技術調査の適切な実施 (2)3回以上 【25年度】	ロ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>平成25年度事前分析表の施策目標として掲げた「ICTによる新たな産業・市場を創出すること」についてはすべての測定指標について目標を達成できた。</p> <p>次に「ICT利活用により社会課題の解決を推進すること」については、測定指標13について目標を一部達成出来なかったが、当該基盤の技術仕様の素案を作成しており、また今後、技術仕様の策定・公表のため、実地フィールドにおいてより多くの在宅医療・介護分野における関連機関の参加の下、標準化に向けた検証を実施することとしており、早期に目標を達成出来ると考えられるため相当程度進展ありと判断した。</p> <p>また、「ICT利活用のための基盤を整備すること」については、測定指標28について電子署名に関するセミナーを3回行うことを目標としていたが、1回の開催になった。しかし会場の大規模化、セミナー発表数の充実化等をはかり、昨年度と同程度の人数の参加を得られたため、相当程度の進展ありと判断した。</p>

＜施策目標＞ICTIによる新たな産業・市場を創出すること

・測定指標1, 3のオープンデータを推進するために実施した情報流通連携基盤構築推進事業によるシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数(年度毎)、スマートテレビに係る標準規格の策定及び一般公開については、順調に推移しており、目標を達成することができた。

・測定指標4については、システム化による業務効率化に係る実証実験を実施し、権利処理事務(支払明細書確認業務)の作業時間削減率の目標値を達成

・測定指標5については、放送コンテンツの海外展開促進のため、国内放送局・番組製作会社と海外放送局との国際共同製作の企画募集を行った。予算の範囲内で最大限の効果を得るため、1件当たり費用の効率化により、目標を上回る67件の国際共同製作事業を実現。

オープンデータの流通を促進するために共通の仕様、ルール等を整備する「情報流通連携基盤構築事業」や「スマートテレビ等の標準化に関する実証実験」等の適切な実施により目標値を達成している。これらにより、標準化等のサービス創出のための共通基盤の構築や、サービス展開のための権利処理や海外展開の円滑化の促進等、新たな産業・市場の創出に向けた環境整備が進展しており、施策目標に向けて着実に取組が進んでいる。

＜施策目標＞ICT利活用により社会課題の解決を推進すること

・測定指標7については、電子行政サービス等を利用するための公的個人認証サービスに関し、携帯電話端末への公的個人認証サービスの電子証明書の格納について技術的課題の整理を行った結果、技術的な困難があることが判明したため、格納に関する部分については技術仕様の策定に至らなかったが、平成25年5月に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が一部改正され、公的個人認証サービスの民間活用等が可能となったことを受け、その電子証明書について、放送・通信分野を中心とした様々なサービス(行政サービスを含む)への活用のための検討等を実施し、その利用に関する部分について必要な技術仕様に係る要件の整理を実施している。今後、平成26年度において、平成25年5月の法改正により活用の幅が広がったことを受け、公的個人認証サービスの電子証明書について、幅広い分野での利活用(例えば、病院での活用)のための技術仕様の策定や、技術的課題の整理を実施していく。

・測定指標8, 9については全省庁統一参加資格審査のためのシステムの稼働率及び電気通信行政情報システムの稼働率の100%により目標を達成することができた。

・測定指標13について、在宅医療・介護分野において異なるシステム間で情報共有を行う情報連携基盤の検証を行い、当該基盤の技術仕様の素案を作成し、施策目標の達成に一定程度寄与した。一方、スマートプラチナ社会推進会議において、在宅医療・介護において、より多くの関係者が参加できるよう中小の診療所も導入しやすいクラウドを活用した低コストモデルの検証、在宅医療・介護における共有情報の標準化が課題として挙げられた。このため、当初目標の技術仕様等の策定・公表に向けて、スマートプラチナ社会推進会議の検討結果を踏まえ、より多くの在宅医療・介護分野における関連機関の参加の下、引き続き、実地フィールドにおける更なる検証を実施する。

・測定指標14については、全国の実証校における児童生徒1人1台の情報端末による実証研究の最終成果として、教育分野におけるICT利活用を促進するためのガイドラインをホームページ上に公開し、年間約365万件ダウンロードされるなど、目標を達成することができた。さらに、実証研究の成果をより広く周知するための映像資料を、総務省ホームページに掲載した。

・測定指標18「我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施」、測定指標19「地域のICT利活用率(全国市町村のうちICT利活用を実施している市町村の割合)」、測定指標20「自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力を向上させるためのモデルシステムのシステム要件等を公表」については、順調に推移しており、目標を達成することができた。

・測定指標21については、外部有識者から構成される評価会が行う評価を踏まえて採択し、補助事業者に対する進捗管理・監督を適切に行ってきたことにより、全事業において、事業終了後に行われる同評価会における評価が「目標を大幅に上回って達成」又は「目標を達成」と判定されており、目標を達成することができた。なお、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」は、通信・放送役務の利用に関する高齢者・障害者の利便の増進に資することを目的とする事業であり、障害者だけではなく高齢者も対象となる。

全省庁統一参加資格審査のためのシステムの適切な運用、教育分野におけるICT利活用推進のための取組、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力(メディアリテラシー)を向上させるための取組を適切に実施すること等により、目標値をおおむね達成している。これらにより、電子行政分野における効率性の向上、教育分野におけるICT利活用推進のための環境整備、ICT誰もがICTを活用して課題を解決するための環境整備が進展しており、施策目標に向けて着実に取組が進んでいる。

政策の分析

<p>評価結果</p>	<p><施策目標>ICT利活用のための基盤を整備すること</p> <p>・測定指標23、24については、平成24年度「地域公共ネットワーク強じん化事業」、同「防災情報通信基盤整備事業」及び平成25年度「地域ICT強靱化事業」の補正予算により加速度的に取組を実施しており、実施自治体数の増という目標を達成したところ。また交付決定団体において、自治体等における通信網切断による情報遮断の回避、公衆無線LAN環境の整備、避難指示等の情報等を多様なメディアで一括提供できるシステムの整備等により、住民が被災時等に必要な情報を入手すること等を実現した。</p> <p>・測定指標25防災・減災関連情報等の流通・連携促進のためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数については、順調に推移しており、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標27については、高度ICT利活用人材を継続的に育成するため平成24年度までに開発したカリキュラムを用いて平成25年度に教材を作成し、作成した教材を使用して研修形式による実証実験を複数箇所で行い、当該カリキュラム及び教材の有用性を確認した上で、当該カリキュラム、作成教材及び研修開催の参考となるビデオ等をセットにした研修開催支援ツールとして公表、高度ICT利活用人材を継続的に育成するためのモデルを広く一般に提供でき、施策目標の達成に寄与することができた。</p> <p>測定指標28については、RSA案号の脆弱性に関する調査の適切な実施により目標を達成することができた。また、電子署名に関するセミナーについては、技術の最新情報の周知を目的に開催しているところ、近年、セキュリティ上の脅威が増大していることに対応し、生体情報を秘密鍵とする技術、タイムスタンプ技術を利用した長期署名の技術等、電子署名を応用した事例の導入が多く進んでいることを踏まえ、これらの技術情報に係るセミナー内容の充実化を図ることとした。認証事業者及び利用者が東京に集中していることから、東京以外の地域も合わせて複数回開催する当初予定にこだわるよりも、東京において内容を充実させたセミナーを1回開催することで例年と同程度以上の効果を得ることを目標とした。会場の大規模化、セミナー発表数の充実化等を図り、結果として昨年度と同程度の人数の参加を得るなど、効率的に施策目標の達成に寄与した。</p> <p>「地域公共ネットワーク強じん化事業」、高度ICT利活用人材の育成のための「高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業」の適切な実施により、目標値をおおむね達成している。これらにより、災害時にも情報伝達が可能な環境やICT利活用の基盤となる人材育成が進展しており、施策目標に向けて着実に取組が進んでいる。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>政策の分析から、3つの施策目標に向けて着実に取組が進んでおり、従って、政策の基本目標に向けて着実に取組が行われていると評価できる。他方、ICT分野は技術革新のスピードが速く新たな技術、サービスが出現していること、ICTの利活用により解決すべき対象である社会課題は日々複雑かつ高度になっていることなどを踏まえて、次期事前分析表の作成にあたっては、施策目標の達成度合いを適切に測り、より踏み込んだ評価が可能となるよう以下の指標の見直しを行った。</p> <p>〇ICTによる新たな産業・市場を創出すること <既存指標の見直し> 「ICTを活用した街づくりの目指すべき姿としての「ICTスマートタウン」プロジェクトの実施件数(累計)」については、次期目標設定に当たって、直近の「ICT街づくり推進会議」における議論を踏まえ、「ICTスマートタウンの普及展開に向けた取組状況」を測定指標とし、「これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果に関する技術仕様等の策定・公開」や「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトの実施」を目標として設定することとした。 <新たな指標の設定> 世界最先端の標準化技術を使用し、実証等を行うことで、我が国が次世代放送・通信サービスを世界に先駆けて実現し、新たな市場の創出を図るため、4K及びスマートテレビに対応した放送については2014年から、8Kについては2016年から、衛星放送等における試験的な放送の開始を目指すことを指標として設定した。</p> <p>〇ICT利活用により社会課題の解決を推進すること <既存指標の見直し> 「ICTを活用した街づくりの目指すべき姿としての「ICTスマートタウン」プロジェクトの実施件数(累計)」については、次期目標設定に当たって、直近の「ICT街づくり推進会議」における議論を踏まえ、「ICTスマートタウンの普及展開に向けた取組状況」を測定指標とし、「これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果に関する技術仕様等の策定・公開」や「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトの実施」を目標として設定することとした。 <新たな指標の設定> ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT利活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>〇ICT利活用のための基盤を整備すること <既存指標の見直し> 「産学官連携による実践的ICT人材育成有用な機能拡充した遠隔教育システム等の公表」については、求められる実践的ICT人材の育成に有用な方策を探る中で、必ずしもその方策を遠隔教育システムの利用のみに限定することなく、育成方策としての有効性やインセンティブ等につながる仕組みを広く求めることがより適切であることが明らかになったことから、測定指標として「産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及」を設定することとした。 <新たな指標の設定> G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築はICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定することとした。 個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>上記のとおり本政策は着実に実績をあげているが、さらにICT技術の進展、社会課題の複雑化・高度化等の状況変化に対応するため、スマートジャパンICT戦略、日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、ビッグデータ・オープンデータの利活用、4K8K・スマートテレビ等次世代通信・放送サービスの高度化、スマートプラチナ社会実現に向けた取組、G空間×ICTの取組等を充実させていく必要があり、予算の拡大・拡充を諮る必要がある。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方) I 予算の拡大・拡充</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ICT成長戦略会議及び関連会議等においてグローバル展開を視野に入れつつ、ICTを日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用する方策等を様々な角度から検討を行った。</p> <p>○情報通信審議会において、今後のICT利活用政策に係る基本的な考え方、実現に向けた課題及び具体的な重点事項と推進方策について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書(平成19年3月)を測定指標11,12の策定に当たり活用した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○日本再興戦略 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf)</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言 工程表 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou4.pdf)</p> <p>○総務省ホームページ ICT成長戦略会議 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ict_seichou/index.html</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 情報流通振興課 他6課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報流通行政局 情報流通振興課長 岡崎 毅</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
----------------	---	---------------	------------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-①)

政策名 ^(※1)	政策17:一般戦災死没者追悼等の事業の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること					
基本目標 【達成すべき目標】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦を継承すること等を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	894,940	756,893	678,822	678,078
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	894,940	756,893	678,822	
執行額(千円)	829,303	698,277	606,980			

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくこと	1 戦災に関する展示会の来場者数	1,301名 【19~23年度実績から推計】	1,102名 【25年度】	1,300名 【25年度】	□
兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承すること	2 平和祈念資料の展示会等の来場者数	54,132名 【24年度】	51,308名 【25年度】	50,000名 【25年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 ^(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	一方の測定指標では目標が達成され、他方の測定指標もおおむね目標に近い実績を示しているため
	政策の分析	<p>一般戦災死没者の追悼に関する業務については、戦災に関する展示会の開催地で桜島噴火による降灰があったものの、適切な広報の実施により来場者数の確保に努め、おおむね目標に近い実績を示すことができた。現に戦災に遭った都市で展示会を開催し、相当数の来場者を得ることによって、一般戦災死没者の追悼に有効かつ効率的に資することができたものと考えられる。</p> <p>なお、政府主催の全国戦没者追悼式へ参加する一般戦災死没者の遺族代表に対し旅費を支給するなど、施策目標に現れないものについても推進した。</p> <p>また、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦に関する業務については、広報予算の削減等もあり平和祈念資料の展示会等の来場者数は平成24年度を下回ったものの、資料の入替えや展示面積の拡大により、常設展示及び館内特別企画展を充実させるとともに、団体誘致のため旅行代理店等に対し積極的な営業活動を行い、目標を達成することができた。展示内容の充実と来場形態を踏まえたアプローチを行い、相当数の来場者を得ることによって、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深める機会を提供することに有効かつ効率的に寄与することができたものと考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>一般戦災死没者追悼等の事業のうち戦災に関する展示会については、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げた見込みとなったため、平成26年度をもって終了予定。ただし、上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き一般戦災死没者追悼等の事業を実施していく必要がある。</p> <p>なお、戦災に関する展示会又は平和祈念資料の展示会等への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深め、又は兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深める機会を提供することにつながるから、測定指標として来場者数は妥当性を有するものと考えられる。また、貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくため、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦に関する所蔵資料の総合的な目録を作成することとした。その上で、平成26年度より「所蔵資料の総合的な目録の作成」を新たな指標として設定することとしている。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>平和祈念資料の展示会等を開催するに当たり、実施内容の適切性を確保し、効果的・効率的な運営を行うための有識者会議(平和祈念事業アドバイザーボード)を開催し、当該事業内容について、点検や助言を受け、事業内容を逐次改善。</p> <p>収蔵庫にある実物資料の有効活用について御意見をいただいたことから、施策目標を踏まえた常設展の展示物の入替え等を実施する予定。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬 徳幸	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	------------	--------	----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。